住所　東京都江東区豊洲３丁目４番２―4611号
　姜興龍　昭和63年８月13日生
住所　埼玉県本庄市中央３丁目２番２号
　関博宇　昭和58年９月26日生
　顧楠　昭和58年２月22日生
　関愛沢　平成25年７月26日生
住所　秋田県由利本荘市川口字堂ノ腰106番地
　金勝裕　昭和49年９月15日生
住所　東京都板橋区高島平９丁目16番10―208号
　王浩宇　平成22年３月16日生
住所　東京都世田谷区経堂３丁目21番９号
　康美葉　昭和48年12月26日生
住所　東京都品川区西五反田２丁目15番13―806号
　金真依　昭和62年４月30日生
住所　奈良市東九条町781番地
　曹海東　昭和63年10月14日生
住所　長野県諏訪郡下諏訪町社11番地１
　鄭健一　昭和38年３月17日生
　林優子　昭和41年11月15日生
　鄭聖吾　平成９年12月25日生
住所　静岡市清水区宮加三400番地
　鄭拓哉　平成６年７月31日生
住所　神戸市北区鈴蘭台北町９丁目６番１号
　曺大雄　昭和58年12月26日生
住所　滋賀県甲賀市水口町虫生野中央186番地２
　ヒデユキ・イヌカミ　昭和53年３月31日生
　ジュリア・ラヴィーン・イヌカミ　平成19年９月26日生
住所　滋賀県草津市大路２丁目１番27―1516号
　安春鏞　昭和56年８月18日生
住所　長崎県大村市桜馬場２丁目542番地４
　趙重顕　昭和51年２月２日生
住所　横浜市鶴見区下野谷町１丁目26番地１
　宋薇薇　昭和56年３月10日生
住所　横浜市保土ケ谷区法泉３丁目６番43号
　顧晨虹　昭和42年１月17日生
　載宏　昭和42年５月17日生
　顧佳音　平成11年10月６日生
住所　茨城県つくば市春日４丁目13番地37
　顧陽　平成７年９月６日生
住所　神奈川県鎌倉市大船1264番地３
　マリア・テレサ・ズルエタ・アベ　昭和45年12月20日生
住所　川崎市中原区下小田中２丁目21番17―403号
　李琇智　平成元年10月17日生
住所　埼玉県加須市礼羽312番地12
　ダイスケ・ジョン・アマンシオ・オオツキ　昭和57年４月25日生
住所　京都府宇治市小倉町南堀池50番地51
　朴正順　昭和９年12月29日生
住所　長野県茅野市宮川5847番地１
　李成順　昭和51年11月11日生
住所　埼玉県越谷市瓦曽根２丁目14番36号
　朱隆次　昭和45年12月９日生
住所　大阪府四條畷市田原台１丁目12番22号
　李基淳　昭和30年５月14日生
　李妙子　昭和33年２月27日生
　李寛貴　昭和58年12月９日生
　李稚香子　昭和63年２月３日生
住所　石川県河北郡内灘町字大根布８丁目19番地
　李季子　平成６年２月20日生
住所　大阪市生野区**巽**北４丁目１番31号
　金清美　昭和52年２月28日生
住所　大阪府東大阪市大**蓮**東５丁目12番23号
　李賢鎭　昭和51年３月25日生
住所　大阪市西区京町堀１丁目12番11号
　閔環　昭和53年１月31日生
住所　和歌山市木ノ本282番地２
　劉萍　昭和53年４月14日生
　王藝霖　平成22年２月４日生
住所　東京都港区芝浦１丁目６番41―723号
　郭嵐　昭和50年７月14日生
　郭凌楓　平成20年11月５日生
住所　長崎市宿町214番地
　崔鵬　昭和54年１月１日生
　李春梅　昭和53年２月10日生
　崔佳寧　平成21年３月10日生
　崔佳音　平成25年９月17日生
住所　愛知県安城市桜町６番３号
　朴茂根　昭和28年12月27日生
住所　静岡市葵区川合２丁目11番15号
　劉海艶　昭和47年１月23日生
住所　宮崎市源藤町池ノ内731番地11
　李信徳　昭和７年１月24日生
住所　宮崎市吾妻町73番地
　李順子　昭和15年11月22日生
住所　北海道稚内市港５丁目７番48号
　柳静子　昭和44年３月29日生
　呉莉乃　平成11年９月27日生
　呉莉音　平成13年５月23日生
住所　札幌市中央区北４条東２丁目１番地
　呉莉沙　平成９年12月22日生
住所　和歌山市北島28番地
　金相子　昭和９年９月１日生
住所　広島県福山市南松永町１丁目22番18号
　李基培　昭和50年７月21日生
　李潤受　平成25年11月４日生
住所　広島市中区西十日市町１番11―501号
　文龍一　昭和59年６月11日生
住所　東京都板橋区徳丸６丁目16番８―210号
　呉亮　平成元年３月24日生
住所　山形県村山市大字岩野1101番地
　朱淑玲　昭和48年11月11日生

○外務省告示第二百五十四号

一　次に掲げる各国の政府は、平成十三年十二月二十三日にブダペストで作成された「サイバー犯罪に関する条約」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に欧州評議会事務局長に寄託した。

チェコ共和国	平成二十五年八月二十二日
トルコ共和国	平成二十六年九月二十九日
ルクセンブルク大公国	平成二十六年十月十六日
ボーランド共和国	平成二十七年二月二十日
カナダ	平成二十七年七月八日
公国リヒテンシュタイン	平成二十八年一月二十七日
チェコ共和国	平成二十五年十二月一日
トルコ共和国	平成二十七年二月一日
ルクセンブルク大公国	平成二十七年二月一日
ボーランド共和国	平成二十七年六月一日
カナダ	平成二十七年十一月一日
公国リヒテンシュタイン	平成二十八年五月一日

　よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

チェコ共和国	平成二十五年十二月一日
トルコ共和国	平成二十七年二月一日
ルクセンブルク大公国	平成二十七年二月一日
ボーランド共和国	平成二十七年六月一日
カナダ	平成二十七年十一月一日
公国リヒテンシュタイン	平成二十八年五月一日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に欧州評議会事務局長に寄託した。

モーリシャス共和国	平成二十五年十一月十五日
パナマ共和国	平成二十六年三月五日
主スリランカ民主社会義共和国	平成二十七年五月二十九日

　よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

モーリシャス共和国	平成二十六年三月一日
パナマ共和国	平成二十六年七月一日
主スリランカ民主社会義共和国	平成二十七年九月一日

三　イスラエル国政府は、前記の条約の加入書を平成二十八年五月九日に欧州評議会事務局長に寄託した。

　よって、同条約は、平成二十八年九月一日にイスラエル国について効力を生ずる。

（平成二十五年八月二十三日付け、同年十一月二十二日付け、平成二十六年三月七日付け、同年十月六日付け、同年十月十七日付け、平成二十七年二月二十七日付け、同年五月二十九日付け、同年七月十日付け、平成二十八年一月二十七日付け及び同年五月十三日付け欧州評議会事務局長書簡）

　平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十五号

　平成二十八年三月二十二日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

１　トルコ国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

２　贈与額　十八億五千万円

３　署名者

日本側	櫻井修一在ヨルダン大使
ヨルダン側	イラク・フーリー計画・国際協力大臣

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄